

# 稻城市ファミリー・サポート・センター利用料補助のご案内

令和5年4月版

この制度は、稻城市ファミリー・サポート・センターを利用する保護者の費用負担を軽減するため、利用料の半分を補助する制度です。

## 1 対象者

稻城市内に住所を有し、稻城市ファミリー・サポート・センターを利用した保護者で、以下に該当する方です。

### ①産後の体調不調の保護者

○医師から産後うつと診断され、診断書を市に提出ができる方。

対象期間 診断を受けてから1年以内で病状が継続している期間。  
(1年後も診断書の提出がある場合は、この限りでない。)

### ②多産児出産の保護者

○一度に2人以上の乳児を出産し、母子手帳により多産児出産が確認できる方。

対象期間 出産した日から1年以内。

### ③生活保護の保護者

○利用時において生活保護法に基づく生活扶助等の生活保護を受けている世帯の方。

対象期間 生活保護を受けている期間。

### ④低所得世帯の保護者

○利用時において当該年度の住民税が非課税の世帯の方。

利用期間 住民税非課税の世帯である期間。

### ⑤障害児を養育する世帯

○身体者障害手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する障害児を養育する世帯

利用期間 身体者障害手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を有している期間

### ⑥その他、市長が特に必要と認める保護者

(例えば災害、盗難により損失を受けた世帯)について補助しますのでご相談ください

## 2 年間の補助対象上限時間、補助額

上記①・②・⑤・⑥を理由に申請される方は年60時間、③・④を理由に申請される方は年45時間を限度として、利用料の半額を補助します。  
ただし、交通費、食事代及びおやつ代は除きます。

## 3 申請に必要な書類

「稻城市ファミリー・サポート・センター利用料補助申請書兼請求書」に次のAとBの書類を添えて提出してください。

### A. ファミリー・サポート・センター活動報告書

(原本または写し。各利用日に活動会員の領収サインがあるもの)

### B. 育児が困難であることを証明するもの

- ①産後の体調不調で申請される方は、医師から産後うつと診断された診断書
- ②多産児出産で申請される方は、多産児出産が確認できるもの。母子手帳等
- ③生活保護を受けられている方は、保護証明書。
- ④低所得世帯の方は、保護者の当該年度の住民税非課税証明書。
- ⑤障害児を養育する方は、

### 身体者障害手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳

- ⑥その他の方につきましては、事前にあそびの広場向陽台までお電話等で必要書類をご確認の上、提出してください。
- ⑦同年度内の二回目以降の申請では、添付書類Bの提出を省略できます。  
(A活動報告書は毎回提出が必要です。)

## 4 利用料補助申請書兼請求書の入手・提出先・郵送の場合

### 【入手・提出先】

\* 稲城市ホームページ

\* あそびの広場向陽台(向陽台小学校内)

\* 稲城市ファミリー・サポート・センター(社会福祉協議会)

【郵送の場合】〒206-0803 稲城市向陽台3-2  
あそびの広場向陽台

※申請書兼請求書の提出は、利用日の属する年度の4月1日から翌年度4月5日までです。

この期間を過ぎると補助ができませんので、ご注意ください。

### ＜お問い合わせ＞

あそびの広場向陽台 TEL370-0106

稻城市ファミリー・サポート・センター(社会福祉協議会) TEL378-5551(直通)